

白地手形の意義

——手形法第10条の解釈について——

小宮山 宏 之

1

白地手形は補充権が存在することによって無効手形とは区別されるものであると一般に説明されている。すなわち、手形要件が記載されていない証券であっても手形行為者に当該証券を手形としようという意思があり手形要件を記載することを殊更に他人に委ねている場合には、これを取引の客体として認める商慣習が生じ、手形法第10条が規定されるにいたったといわれる。

白地手形はこのように将来手形として成立し、証券所持人は手形債権を行使することができるということに取引の実質的な価値があるところから、白地手形上の権利については補充権を中心にして補充後の手形債権との関連で説明されてきている。

しかしながら、従来の議論⁽¹⁾は白地手形の本質そのものについて存在し、またその故か人的抗弁、善意取得との関連については十分に論ぜられていない点があるように思われる⁽²⁾。

本稿は、手形法第10条の意義を解明しその射程範囲を明らかにすることを目的とするものである。

- (1) 倉沢康一郎「白地手形法論・管見」法学研究第50巻1号231頁以下は近時の有力学説の問題点を指摘したうえで、商慣習法によって認められた白地手形は補充権を本質とし、補充権は単なる署名者のための要件記載権限とは異なり証券所持人のものであることを説かれる。
- (2) 所謂、新抗弁理論では手形債務の有効性に関する抗弁は、手形法第17条の問題

とはしないで手形法第10条、第16条2項の類推適用によって処理すべきものとする（福滝「手形法学にいわゆる新抗弁理論について」関西大学法学論集第28巻4・5・6号178頁。なお、新抗弁理論については田辺光政「手形流通の法解釈」161頁以下、福滝「手形抗弁の分類について」関西大学法学論集第25巻4・5・6号431頁以下、木内「手形債務の有効性に関する抗弁」法学新報85巻1・2・3号83頁注(1)(3)等）

2

白地手形についての学説は、かつては、白地手形それ自身はいわゆる不完全手形と同じく法律上無価値な証券紙片であるとされていたが、その後は、取引の実情及び取引の安全保護から、(完成)手形との関連性を前提にして論議されている⁽¹⁾。

論議は、そもそもどのような証券態様ならびに証券行為があった場合を白地手形とみるかについて、主観説と客観説の対立があるが、主観説も外観理論や表見責任理論をもって善意の取得者の保護をはかるという構成をすると、具体的事例についての結論については客観説との間に相違がないといえよう。

ただ、理論的に主観説と客観説の違いは、補充権について、主観説によれば補充権とは本来具体的に補充内容を定めたものであると考えるのに対して、客観説によれば補充権の内容を本来無限定なものとする事となる。

なお、いずれの説によっても証券上に行行為者が特定されること、すなわち具体的には何人かの署名があることを白地手形成立の要件としているが、白地手形に署名を要件とする事の論理的必然性はなく、その根拠は取引界の慣習によるものということになる。

白地手形の本質については、このように立論の対象を白地手形の取引行為の実態に沿いながら理論を展開する従来の議論に対して、近時の学説の中に、白地手形を当初から完成手形との関連において把握する説が提唱されている。

すなわち、長谷川教授は、白地手形作成の時から停止条件付手形行為の成立を説かれ⁽²⁾、また安達教授も「補充前に既に手形債権を表彰していると考えられるから、その点では所謂完成手形と異なる⁽³⁾」とされるものである。

なお、研究を進めるにあたって、明確にしておかなければならない前提がある。それは、白地手形と手形要件との関連であって、白地手形について定義をする場合に、「手形要件の一部または全部が白地であるもの⁽⁴⁾」としているが、手形要件について、そのそれぞれの手形上の意義を問題にする必要があるのではないかという点である。

白地手形は、欠缺している手形要件の内容の実質的重要度の相違という観点から分類すると、(a)白地手形には金額・満期等の権利内容そのものに関する要件が白地の場合と、(b)振出日・受取人等権利内容とは関係がないもので手形法上は手形要件とされているものが白地の場合とがあることとなり、この二つの場合を同一に論じてよいかという問題である。

この問題は、また、手形法第10条の適用範囲について、(c)要件白地のままで証券を受取った者が手形法第10条の対象なのか、それともさらに、(d)証券署名時には要件白地であっても、後になって、要件が補充されていて取得時には完成手形であるものを取得した者が対象かという問題とも関連し、さらに、手形法第10条の、(e)悪意重過失の認定についても実質的に関連してくる。

これらの点について、判例は一般的に、(a)について白地手形の成立を認め、また(c)を認めるが、その場合には一般に(b)について白地の場合である。学説は(b)に関連して手形要件是非論があるが、(c)、(d)についても議論が分かれる点である。

(c)、(d)、(e)については本稿の対象問題であるが、(a)、(b)についての問題は、手形要件として一律に規定されているものを実質的な観点をもって分類することの是非がそもそも問題となる。問題の背景は要するに、手形要件についての手形法の規定と我が国手形取引の現状との乖離の問題であるから、結局は、立法論としての議論となるように思われる。

ただし、判例が白地手形行為を認定するにあたって、(a)、(b)の相違はたしかに事実上の重要なポイントであるといえよう。すなわち、判例上で白地手形の問題として登場するものの中には、振出日白地・受取人白地のものがあり、これらの要件白地が当事者の争点となっている場合、たしかに、手形要件欠缺証

券が争の対象である。従って、形式的には白地手形の問題なのではあるが、取引の實質からみれば、振出日・受取人白地の場合にはこれを（完成）手形の取引とすることがある程度認められていること（当座預金規定17I・II）から、これを（完成）手形行為の問題ともみることができるのである。そこで、手形債権の内容に関係がないような要件白地の手形をめぐっての議論は、（完成）手形行為の問題とも白地手形の問題ともみられるのであるが、これに対して、金額欄白地の場合には、署名者・補充者・所持人それぞれの行為の事態を検討して白地手形の問題とする傾向があるといえよう。

要するに、振出日・受取人白地の場合には、いわば形式的白地手形の場合とし實質的には手形行為があったものとするのに対して、金額欄白地の場合には實質的に証券行為（何が証券行為かという問題は手形理論の問題である）の成立の成否を問題とする傾向が判例にはあるということが指摘できよう。

この点「交付欠缺の場合の署名者の責任に関する判例の多くは、要件の全部または一部の記載を欠く手形に関するものである。⁽⁵⁾」との指摘は、同じ問題を交付欠缺の視点から捉えたものであるといえよう。

そこで、(a)(b)の区別は、判例理論上、白地手形の認定という基本的な問題にかかわることとなるが、(b)の場合でも要件白地のままでは手形債権の行使ができないという点は判例⁽⁶⁾・通説の立場であり、本稿では基本的理論を解明するという目的のため白地手形という場合に(a)(b)の区別をしないこととする。

(1) 伊沢考平「手形法・小切手法」335頁、356頁註(2)、鈴木竹雄「手形法・小切手法」201頁、田中誠二「手形・小切手法詳論」446頁以下。なお、学説の沿革について、升本喜兵衛「白地手形本質論」法学新報42巻1号等参照。

(2) 長谷川雄一「白地手形法論」3頁以下。

(3) 「新白地手形法論1」法学志林73巻2号27頁等。

(4) 大判大正10年10月1日判決・民録27輯1686頁。

(5) 今井宏「手形行為と手形の交付」手形法小切手法講座1巻100頁以下。

(6) 受取人欄白地の場合につき、最判昭和41年6月16日判決民集20巻5号1046頁等。

3

手形の要式証券性・文言証券性にもかかわらず、取引上の必要から手形要件欠缺証券が利用されることは現実にある。

取引上、要件欠缺手形を交付する場合の当事者の意思解釈として、無効な手形を交付するものと解することは問題とならないものである以上、それは将来手形とする意思であると理解すべきものであり、なお、何らかの理由から殊更に記載をしないということの意思をも評価しなければならないものである。

ただ、この将来手形となる証券を白地手形と称しても、これは本来少なくとも手形法上の問題とはならない性質の証券であると考えられる。

何故ならば、手形法では対価関係ないしは原因関係の証券券面上への記載は手形として無効になるものとし（1条2号，2条），要式証券性・文言証券性を定めるということは、実に、手形法において手形たる証券を規定しているということなのであって、手形証券（本稿では以後このように手形法の要件を充足して、手形法の対象となる証券を手形と称することとする）成立までの諸々の問題は手形法の体系上たかだか抗弁の問題とされているにすぎないからである。

白地手形について、手形法上に規定を設けるというそのこと自体が手形法統一会議において論議のあったところである⁽¹⁾が、私は、白地手形を文字通り「未完成ニテ振出シタル手形」と解し、その法的性質は手形外の証券と考え、手形法第10条の意義を本来成立後の手形について規定をすべき手形法において手形行為成立過程について法が注意規定を例外的に設けたものと理解したい。

それは、前述のように、手形法の対象となるべき手形については手形法自体第1条に規定をし、同条で法定する手形要件を記載しない証券は手形としては無効（手2条）；すなわち手形法域外のものとしているのにもかかわらず、「未完成ニテ振出シタル手形」を規定するというこの意味は、手形法が手形行為の成立については何も規定を設けていない裡にあって、例外的に手形証券完成までの過程の——他人に手形要件補充を委ねたという——一場合について特に規定を設けたものと考えるのが最も自然な考え方であるように思われるからである。

そして、手形要件が補充記載されることによって当該証券は（手形法の規定の効果として）手形となるものと理解する。

このような理解に対しては、まず何故白地手形についてだけ例外的に規定を設けたのかその理由が問題とされようが、これについては、手形法からみれば手形の例外的証券でありながら、しかも、将来手形となることだけに意味のある証券を手形法上に規定したということの帰結であるとしかいいようがない。

白地手形を手形法の体系の中に論理的に位置づけることには、いずれにしても不整合性があるのであって、立法論として手形法第10条を削除するということは十分の合理性があるといえよう。

手形法第10条の規定がなくても同条が規定するところと同一の結論は、要件記載についての問題は一般的な抗弁の問題と解すれば、手形法第16条あるいは第17条の適用によって導びかれるであろうし、白地手形の流通については商慣習に委ねることが適当であろうからである。

しかしながら、本稿では、解釈論として、手形法第10条を前述のように手形行為者が手形要件の記載を他人に委ねたという手形行為の一場合について注意的に規定を設けたものと理解することによって、手形法第10条の射程範囲を明確にしたい。

- (1) ジュネーブ会議、議事録131頁、178頁、265頁、290頁参照。フランス代表等は白地手形に関する規定を統一手形法中に規定することに反対している。第2附属書第3条により、各締約国は白地手形に関する規定を自国法中に採用するか否かの留保権限を与えられている。

4

白地手形が取引上利用されるということは、取引界において、白地手形に対する実質的信頼があるからこそであり、このことは、通例、白地手形は法的問題として顕現しないということであろう。

白地手形が判例・学説、そして立法上認められるに至ったということは、まさに、この実情を背景とするものであると考えられる。

しかしながら、だからといって、白地手形の利用の実質からして、法理論としての白地手形について法的に（独自の）認知をする見解には根本的に疑問がある。

この点について、まず取引の実情からみると、白地手形が、仮りに、未来永劫（手形要件欠缺の）白地手形のままのものとして取引当事者間に存在したとしても、これを当事者の意思解釈からみても、慣習法の観点からみても、いずれにしる取引の客体とはなり得ないであろう。そうであるならば、白地手形とは現在手形要件白地の証券が将来手形となるという必然的可能性にこそ取引上の実質的価値があるものといえよう。これは、白地手形とは実質的に将来手形となる証券ということ以外の意味はないということである。

次に、白地手形をこのような実質のものとして、これを法的に考える場合、理論的に手形との間に連続性をもつものとして認識をすることには基本的に納得できない点がある。それは前述のように、手形法では法の対象となるべき証券を形而下に規定をしていて、手形作成・成立に至るまでの経緯については直接規定するところではなく、個々の当事者によって主張される手形作成・成立に至るまでの具体的個々の問題は、手形法上は、一般に抗弁の問題とされているのにもかかわらず、何故白地手形についてだけ特別に扱うのかという疑問である。

そもそも、白地手形と手形という2つの証券を、その外形を手形法によってみれば、第2条によって截然と、手形でない証券と手形という一線が引かれるのである。仮りに、手形法第10条が手形法上に存在するに至ったという形式をもって手形法が白地手形を認知したものと意義づけるとしても、第10条からは白地手形行為、白地手形の意義等の白地手形についての問題は何一つとして明確にされないし、要件白地のままの証券では手形法上（手形として）無効な証券なのである。しかも「未完成手形」と「手形」との（手形）法上の連鎖について、当事者について主張される具体的問題とは、本質的に一般抗弁の問題と異なる性質のものではなからうか。

手形法第10条の意義を、むしろ、手形法においては補充によって証券上具象

される記載要件について、手形行為者（署名者）と補充者との関係を捨象することを宣言したものと解することも十分に可能であろう。

高窪教授は「要式性に関する考え方をコペルニクス的に転回して、これを権利行使の要件と理解し……」、白地手形上の手形行為は、当初から有効な手形行為として成立、発効し、補充は、手形行為発効の条件ではなくて、権利行使のための条件にすぎない⁽¹⁾とされる。

「白地手形上の手形行為」を「有効な手形行為として成立、発効する」とされる点に疑問はあるが、補充がなければ手形債権の権利行使ができないという前提がある以上、事実上はたしかに白地手形というそれ自体では法律上無価値な証券と手形債権という法律上の権利とを架橋するものとして補充行為は存在するのであり、白地手形署名時に手形債務が本来的に内容無限定なものとして成立しているものとされる教授の立場からは、補充は「権利行使のための条件」という理論構成となると理解できる。

しかし、この点はまさに倉沢教授が指摘されるように⁽²⁾、手形の要式証券性とは、手形行為が要式行為であることの結果にはかならないものと理解すべきであろう。私見は、手形債務という取引上の債務は、行為者の意思以外にその発生源はないと考えるものであるが、補充以前に手形債務の発生を認める点には納得できないものがある。法定の手形要件を紙に記載するという事実行為によって手形債務が発生するということを主張するものではもとよりないが手形債務発生の源は、手形行為者の意思以外には考えられない。

しかし、手形の要式性ということは法定の形式にそった意思表示がなければ意思表示として認められないことを意味するのであり、補充までは、いかに一般法上の実質としては評価されるものがあるであろうとも、その実質は手形法によって（法的に）手形法の対象物とは認定されず、補充によって当該証券が手形となり手形意思が認定されると理解するものである。

たしかに、一般私法上の法律行為論に則して考えて、（要件記載された）手形を手形行為者の表示意思とみるならば、意思表示について表示意思が段階的に形成されていくその過程を法が規定するということが異例ではある。

しかし、手形法は、前提的に手形という法定の表示行為を対象として規定している法規であると理解できるのであれば、手形すなわち表示意思に至るまでの事情は手形法上全らく抗弁の問題とされているのであるから、その前提のうえで第10条の意義を考えなければならない。

- (1) 「白地手形の成立要件」法律のひろば17巻7号31頁以下。
- (2) 倉沢・前掲 237 頁。

5

ところで、白地手形が取引界において円満に機能するときとは、証券署名者の意思どおりに手形要件が記載され、手形金の支払があり、手形としての役を果たしたときである。

これに対して、白地手形が問題となる場合には

- (イ) 手形となることが予定された証券——白地手形——の成立自体について瑕疵あるいは抗弁がある場合と
- (ロ) (イ)の白地手形成立自体については争がなく、要件記載によって発生（あるいは具象化）した手形債権と署名者の（効果）意思との齟齬が争われる場合——補充権の濫用を争う場合——とがある。なお、署名者が署名後に、自ら要件記載をする場合はこの問題とはならないから、(ロ)は当然に他人が要件記載をした場合である。

白地手形の基本的認識と理論構成の前提を、通常円満に機能する場合にとるか、それとも、問題のある場合を例外とはしないで立論の前提に採り入れるかということは、手形理論と軌を一にする問題であろう。

しかし、ここでは白地手形を手形外の（慣習上で未完成手形とみられるにすぎない）証券とみ、補充をめぐる問題は、手形上の抗弁の問題と解し、白地手形が問題となる具体的場合について考えてみることにする。

(イ)について、まず注意されなければならないのは、要件空白のままの証券を対象にして争ってみても、前述のように当該証券は手形ではないから手形法の問題とはならないということである。したがって、(イ)の場合の問題となる証券

とは（要件を記載された）手形であるということである。

そこで問題となるのは、この場合を固有の問題として扱うべきかということである。換言すれば、手形となるべく予定された証券——白地手形——の成立について、手形の成立と区別して独自に扱う必要性があるかということである。たしかに、手形交付欠缺の抗弁、すなわち意思表示の瑕疵に関する抗弁を手形について主張する場合と、白地手形交付欠缺の抗弁、すなわち白地手形成立についての意思表示の瑕疵に関する抗弁を主張する場合とは別問題であろう。

しかし、白地手形についての抗弁ということも、現実には争いとなる場合には、前述のように、完成手形について主張されるものであるから手形以前の白地手形についての抗弁を独自に認めるということは、手形抗弁についていわば屋上屋を架する感がある。

「（手形交付欠缺の抗弁、意思表示の瑕疵に関する抗弁等）手形債務の有効性に関する抗弁をその他の抗弁から区別して、特別な法的考察（簡単にいえば、その性質は物的抗弁であるとしつつ、そのうちのあるものについては抗弁制限の効果を賦与すること）」⁽¹⁾を主張する新抗弁理論では、手形法第10条の白地手形濫用の抗弁を、法律に明示的に規定された排除可能な「有効性の抗弁」とする。手形法第10条を交付契約の欠缺など有効性の抗弁の場合に類推適用するということは、新抗弁理論の特徴の一つであるが、手形法第10条を手形法第17条の特則と考えれば、新抗弁理論にいう「人的抗弁」に外ならないことになる、といわれる。

なお、新抗弁理論に対して批判的な立場をとるウルマーは手形法第10条を手形法第17条の特別規定としている⁽²⁾。

ところで、(イ)についての我が国の判例では、一般的には前述のように手形行為の瑕疵あるいは外観理論の問題とされている。

既述のように、私見の手形成立までの問題は、すべてこれを抗弁の問題とみる立場からは、基本的には(イ)も(ロ)も完成後の手形に関する抗弁とは別に独自に認められるべき事柄ではないと考えることとなる。

しかし、解釈論としては、本来は手形法第17条の手形成立過程上の問題であるもののうちで、他人に要件記載を委ねたという(ロ)の場合について手形法第10

条は規定を設けたものであると理解されよう。もとより、手形法第10条制定の経緯は取引界での白地手形利用にあるが、制定された手形法第10条の手形法体系上の位置づけは、手形法第10条と手形法第17条とは法条競合の関係にあり、署名者以外の者が要件記載をした場合を手形法第10条が規定をするという特別関係と考えるのである。

従来、白地手形は手形の例外とされているが、例外という意味は明確にされなければならない。およそ、ある事例を例外と位置づけるためには、原則との関連が考えられなければならない。原則と例外とされるものとの根底にはある共通性があるからこそ原則と例外の関係が成り立つものである。

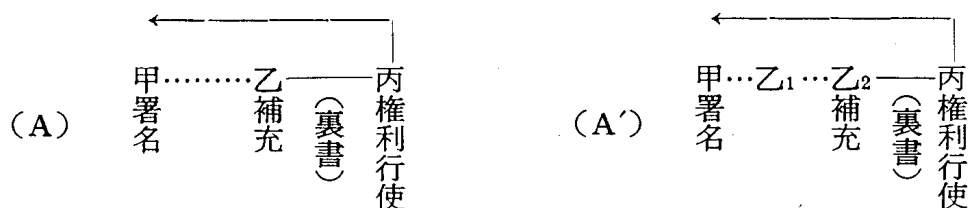
そこで、白地手形についてこれを考えると、まず白地手形と手形法第10条とは概念的に区別されるべきものである。そして、白地手形とは慣習上事実上のものであり、将来手形となるものという点で、取引の実際には、実質的に手形の例外ではないものとして存在するものである。これに対して、手形法第10条は、他人が要件を記載した場合について規定を設けたという手形法第10条の存在自体を手形法体系上の例外と考えるものである。

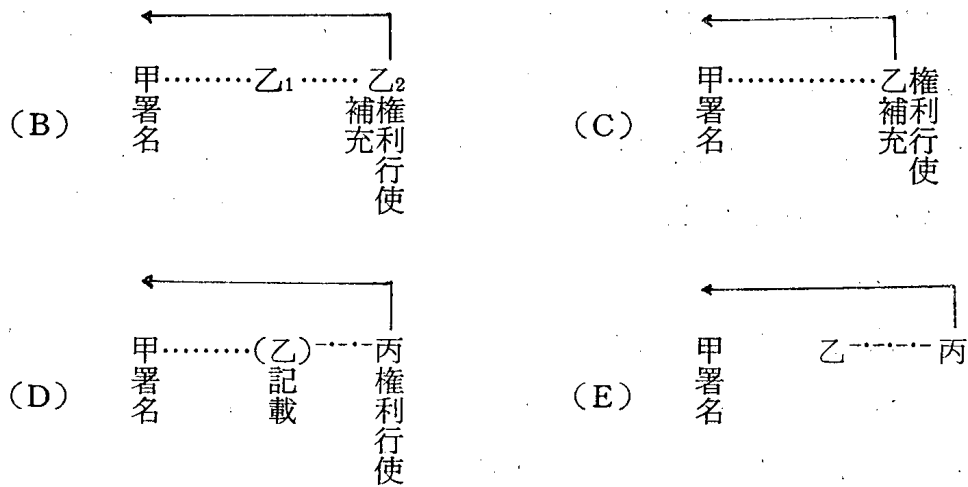
このように、手形法上の白地手形の問題とは、他人の補充権濫用を問題とする場合であると理解されるので、次に、手形法第10条の射程範囲について検討することとする。

- (1) 木内宜彦「手形債務の有効性に関する抗弁——いわゆる新抗弁理論と呼ばれるものについて」法学新報80巻12号。
- (2) 福滝「前掲」451頁注(5)

6

手形法第10条の適用範囲については、次の諸ケースを検討すべきであろう。





図の.....線は白地手形の移転。——は手形の移転。←は手形金請求。.....線は外形上手形の移転であるが、法的に移転としての意味がないものを表わす。(A)は理論上(A)とおなじものである。(D)は乙が甲の手形行為の機関と評価され、手形上の主体とならない場合。なお(E)は本稿の対象外の問題であるが甲乙間の関係のない場合が偽造、無権代理であり、甲と丙とを実質的な比較衡量して甲に責任を認めるのが外観理論であり、民法上の表見代理、使用者責任、表見支配人、表見代表取締役等の規定は甲乙間の関係を認定する理論である。従って、白地手形という範疇を認める以上、白地手形に外観理論を云々するのはおかしい。

(A)の場合、甲が提出できる抗弁は、前述のように、手形法第10条と第17条とが法条競合の関係にあると解するから、その特別関係として第10条が適用されるものとする。

乙が補充したこと、ならびに補充権濫用があったことの挙証責任は甲にあり、丙は、通常の手形の場合と同様に、裏書の連続と手形所持により権利行使の形式的資格があることとなる。

(B)の場合が、手形法第10条の射程範囲かは論議のあるところであるが、この場合は第10条の問題ではないと考える。

それは、(C)の場合も同様であるが、補充者が権利行使をする場合には、署名者との間に、補充行為についての関係と、補充行為によって認定される場所の手形債権の権利者としての関係との二つの法的関係があるが、補充者との間

に補充権濫用が争われる場合には、法的に手形関係の問題とされるべきものではないからである。なぜならば、手形法は手形証券を対象として規定し、手形証券についての瑕疵は抗弁の問題として規定しているのであるから、規定のそれぞれを、仮りに、一次的規定・二次的規定と称すると、手形法上の手形譲渡すなわち裏書によって手形を取得したものについてしか二次的規定の対象とはならないものと考えられるからである。

したがって、手形法上の譲受人ではない乙は、事実上、甲との間に他に何人介在していようとも、手形法上の譲受人という地位にあるものではない以上、甲との法的関係は補充行為についてだけ考えられるべきものである。

そこで、ここに甲が主張する不当補充の抗弁の法的性質は、一般法上の債務不履行あるいは不法行為の抗弁であって手形法上の問題——手形抗弁の問題——ではない。

したがって、(B)(C)について人的抗弁の切断や善意取得の適用はない。

この理解に対しては、白地手形の流通性に反するとの指摘が予想されるが、その点は、前述の手形要件論とそれに関連する補充行為の解釈の問題とされるべきものである。たとえば、振出日だけ白地で他の要件が記載されている場合には、取引の実情からして当該証券は完成手形と同視し得ると解釈し、あるいは、振出日は任意に記載できるという慣習によって補充行為を解釈し、手形法第10条を類推適用すること（乙とみるのは形式的な見方であるとして実質的には丙と評価すること）ができよう。さらに、金額欄白地の場合にも同様なのであって、金額欄白地の白地手形の具体的な個々の場合には、受取人にチェックライターでの記載を委ねた場合、金額未定で融資を得る目的のために署名した証券を交付した場合、継続的取引関係により手形金額を明示的に約定しない場合等種々の事情があろう。このように、補充行為のなされる場合には種々の場合が考えられるのであるから、白地証券の態様・当事者の行為に則してケースごとに判断されるよりない。

問題は、補充をめぐる問題がどう手形法上扱われるかというところにあるのであって、私見は(A)の場合の抗弁と考える次第である。

そして、補充をめぐる署名と補充者との間の問題は、当事者の意思解釈の問題なのであって、その解釈に際して慣習が事実たる慣習として意味をもつものであると解すべきであろう。

さらに、手形法第16条2項と第10条の規定が、ともに「所持人が悪意又は重大ナル過失ニ因リ（手形ヲ）取得シタルトキハ此限ニ在ラズ」と規定するのは、いずれの場合も、手形法が有効に成立した手形について規定を設けた場合と理解すれば、手形法第10条が(A)に適用されるべきものであると考える論拠となり得るのではなからうか。

7

近時、白地手形について公表される学説には、白地手形を法的にも手形と連続して観念するものが多い。

これに対して、いかに白地手形が取引上完成手形と同質に扱われようとも、白地手形は手形外の証券であり、補充までの事情は、本質的に手形法体系上の抗弁の問題にすぎないものであるが、ただ、白地手形利用の実情から法は手形法第10条を設けるにいたった。そして、手形法第10条の意味は、手形成立過程の問題という本来は手形法の直接の対象とはされない、一般的には手形法上の抗弁の問題とされるべきもののうち、他人に補充を委ねたという場合について注意的に規定を設けたものと理解することを述べてきた。